

原告に向けた最初の示威活動

- (1) 被告A、被告C、被告D、被告Eは、平成21年12月4日（金曜日）午後1時頃から約50分にわたり、本件学校の南門前の公道及び本件公園に集結し、拡声器を用いながら本件学校関係者らに怒号を浴びせるなどの示威活動を行った（以下「示威活動①」という。）。
- (2) 被告Aは、示威活動①で中心的役割を果たした人物であり、最も長時間、拡声器を用いて発言した。また、被告Cは作業着を着用しており、拡声器を用いて発言をすることもあった。被告Dは、サングラス及びヘルメットを、被告Eは、白色の外套をそれぞれ着用していた。

被告Fは、示威活動①の様子を、間近で、ビデオカメラにより撮影した。

- (3) 本件学校の教職員は、示威活動①の発生を受け、京都府南警察署に通報を行った。そのため、同署の警察官が本件学校付近に出動した。
- (4) 被告A、被告C、被告D、被告Eを始めとする参加者（参加者とは街頭での示威活動に賛同してこれに参加した者たちを指す。以下も同じ。）は、本件公園に置いてあった本件学校のサッカーゴール及び朝礼台を南門まで運んだ。また、被告Dは、本件公園に設置されていた本件学校のスピーカーの電線コードを切断し、スピーカーを取り外してこれを南門まで運んだ。

参加者は、サッカーゴールを中に入れてやるから南門を開けるよう要求したが、学校関係者は、門を開けなかった。

- (5) 被告Aを中心とする参加者は、南門を挟んで対峙していた学校関係者に対し、拡声器を使用したり、あるいは肉声で「我々はX公園を京都市民に取り戻す市民の会でございます」「主権回復を目指す会及び在特会関西の有志でございます」「（本件学校は）公園を50年も不法占拠している」「日本国民が公園を使えない」「この学校の土地も不法占拠だ」「我々の祖先の土地を奪った。戦争中、男手がないことから、女人をレイプして奪ったのがこの土地」「戦後焼け野原になった日本人につけこんで、民族学校、民族教育闘争、こういった形で、至るところ、至る日本中、至るところで土地の収奪が行われている」「日本の先祖からの土地を返せ」「これはね、侵略行為なんですよ、北朝鮮による」「ここは北朝鮮のスパイ養成機関」「犯罪者に教育された子ども」「ここは横田めぐみさんを始め、日本人を拉致した朝鮮総連」「朝鮮やくざ」「こいつら密入国の子孫」「朝鮮学校を日本から叩き出せ」「出て行け」「朝鮮学校、こんなものはぶっ壊せ」「約束というのはね、人間同士がするもんなんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません」「日本に住ましてやってんねや。な。法律守れ」「端のほう歩いとったらええんや、初めから」「我々は今までみたいな団体みたいに甘うないぞ」「この門開ける、こらあ」等の怒声を次々と間断なく浴びせかけ、合間に、一斉に大声で主義主張を叫ぶなどの示威活動を行った。

- (6) 被告Fは、示威活動①から間もなくして、示威活動①の様子を撮影した映像を公開した（以下「映像公開①」という。）。

資料 4

原告に向けた2度目の示威活動

(1) 被告A、被告B、被告G、被告C、被告D、被告E及び被告Hを始めとする合計約30名は、平成22年1月14日（木曜日）午後2時20分ころから午後5時ころまでの間、本件公園に集結した上、幟、拡声器や本件街宣車を用い、本件学校周辺を行進する示威活動を行った（以下「示威活動②」という。）。

被告Aは迷彩色の帽子を、被告Dは黄色のヘルメット及び黒色の長い上着を、被告Cは作業着の上に白色の外套を、被告Eは灰色の長い防寒着を、被告Gは「七生報国」と書かれた鉢巻きを、それぞれ着用していた。なお、被告B及び被告Hは、拡声器を装着した本件街宣車に乗車していた。

被告Fは、示威活動②の様子を、間近で、ビデオカメラにより撮影した。

(2) 被告G及び被告Cは、示威活動②の冒頭で演説を行い、示威活動②の参加者は、その後、本件学校の周辺道路を、本件街宣車に先導される形で、氣勢を上げながら行進し、「不逞な朝鮮人を日本から叩き出せ」「日本の子どもたちの笑い顔を奪った卑劣、凶悪な朝鮮学校を我々日本人は決して許さないぞ」「北朝鮮の職員養成機関、朝鮮学校を日本から叩き出せ」「朝鮮学校、朝鮮学校と言いますがこれはただ自分たちが学校という名前をつけただけであって、何ら我が国の認可を受けた学校でも何でもない」「ここに働く括弧付き教師についても単なる北朝鮮のもっとも優れた職員である。教師とは縁もゆかりもない学校の名に値しない。教師の名に値しない」「戦後この朝鮮人は治安が整っていない時期に、なめたことに、旧日本軍の、陸海軍の飛行服を身につけ、土地の不法収奪、金品略奪、強姦、銀行襲撃、殺戮、警察襲撃など、暴れまくったんです」「朝鮮人として、その自分の土地として勝手に登記し、現在に至っている」「朝鮮人を保健所で処分しろ」「犬の方が賢い」等の発言を繰り返した。また、拡声器を用いて発言しない参加者たちも、上記のような発言を煽ったり、賛意を表するための怒号をあげるなどしていた。

(3) 被告Fは、示威活動②から間もなくして、示威活動②の様子を撮影した映像を公開した（以下「映像公開②」という。）。

資料 4

原告に向けた3度目の示威活動

- (1) 被告A、被告B、被告G、被告C、被告E及び被告Hを始めとする多数の参加者は、平成22年3月28日（日曜日）午後3時30分頃から5時ころまでの間、京都市南区のY公園を出発し、幟、拡声器や本件街宣車を用い、本件学校の近くまで行進する示威活動を行った（以下「Y公園発の示威活動」という。）。さらに、被告D及びその同行者らは、同日、これと並行して、京都市中京区の四条河原町近辺において、被告在特会の活動に批判的な集団に街頭で対抗する示威活動（いわゆる「カウンターデモ」）を行った（甲11。以下「四条での示威活動」という。同日の二つの示威活動を「示威活動③」という。）。
被告Aは上下ともカーキ色の洋服を、被告Cは和服を、被告Gは「七生報国」と書かれた鉢巻き及び白衣を、被告Eは白い外套をそれぞれ着用していた。なお、被告B及び被告Hは、拡声器を装着した本件街宣車に乗車していた。
- (2) 被告Gを含め、被告在特会の幹部の地位にあった者の一部及び被告Cは、示威活動③の開始前の時点で、新聞報道に接したことにより、本件仮処分決定が発せられた事実を知っていたが、本件学校に近付くことを止めようとする者はいなかった。
- (3) 参加者は、午後3時30分頃、Y公園を出発し、行進を開始した。被告Bや被告Hは、本件街宣車の車内から拡声器を使って大音量で演説を行い、本件仮処分決定により示威活動が禁止されている区域においても、本件街宣車に装着された拡声器を用い、大音量で「はい、京都府民のみなさん、我々はこれまで50年間、朝鮮人に不当に奪い取られたX公園をやっと日本の子どもたちに取り返すことができたのです」「朝鮮学校は、学校ではありません」「みなさん、日本の文部省の認可を受けていない、ただの任意団体、この任意団体に、なぜ我々が税金を払って、教科書無償、をする必要があるか」「ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮半島へ帰れー」「くやしくやしい朝鮮人は、金正日のもとに、帰れー」「京都をキムチの匂いに、まみれさせてはいけない」「ゴキブリ朝鮮人、とっとと失せろー」「日本に差別され、くやしい、くやしい朝鮮人は、一人残らず、朝鮮半島に帰れー」「朝鮮学校は、自分たちの悪行を棚に上げ、ひたすら差別だ、涙の被害者面で事実をねじ曲げようと（した。こうしたやり方は）不逞朝鮮人の伝統芸能である」「日本の子どもたちの笑い声を奪った、卑劣、凶悪な朝鮮学校…。子どもを盾に犯罪行為を正当化する不逞朝鮮人を許さないぞ」等の発言を繰り返した。参加者も、各々、被告Bや被告Hの発言を煽ったり、賛意を表すための怒号をあげるなどしていた。
- (4) 参加者は、本件学校の北側門扉中心部から約100メートル離れたローソンh店の駐車場付近において、デモ行進の終了を宣言し、それ以上は本件学校へは接近しなかった。
- (5) 示威活動③の映像は不特定多数人に公開された（以下「映像公開③」という。）。そのうち四条での示威活動の様子を撮影し、その映像を公開したのは被告Fであり、Y公園発の示威活動の様子を撮影し公開したのは他のカメラマンであった（以下、示威活動①、示威活動②及び示威活動③の二つを取り上げる場合は「示威活動①②」などといい、三つ全部をあわせて「本件示威活動」という。映像公開①、映像公開②及び映像公開③についても同様に「映像公開①②」「本件映像公開」という。また、本件示威活動及び本件映像公開すべてを一括して「本件活動」という。）。)